

財務監査（随時監査）等の結果について

監査委員は、令和2年10月27日から令和3年2月12日までの間に、本庁機関2か所及び出先機関5か所について財務監査（随時監査）及び行政監査を実施し、4か所において不適切事項が6件認められました。

1 監査の内容

財務監査（随時監査）は、監査委員において必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行等を対象として実施するものです。

また、行政監査は、監査委員において必要があると認めるときに、事務の執行（財務監査の対象を除く。）を対象として実施するもので、財務監査（定期監査）と併せて実施することを通例としています。

今回、新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和元年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関2か所及び出先機関5か所について、令和元年度の事務事業を対象として臨時に監査（臨時財務監査）するとともに、この監査と併せて臨時に行政監査（臨時行政監査）を実施しました。

2 監査の結果

実施箇所数	不適切事項	
	箇所数	件数
7	4	6

※ 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 予算目的に反しているもの
- (3) 不経済な行為又は損害が生じているもの
- (4) 事務処理等が適切を欠くもの

※ 詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（令和3年2月 25 日付け）のとおりです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 守屋 電話 045-285-5053

副課長 中嶋 電話 045-285-5054